

広島県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定施術者の住所を変更した旨の届出があつた。

平成三十一年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住 所		施 術 所	種 業 務 類 の	変 更 日	
	新	旧				名 称
土居 優介	三原市中之町一丁目一 九番一号	三原市小泉 町五二〇四 番地二三	土居鍼灸整 骨院	三原市中之 町一丁目一 九番一号	柔道整復	平成三〇年 一〇月二六 日